

～すこやかで自立した生活を送るために～

高齢者の在宅福祉 サービス

郡上市役所 高齢福祉課
令和8年度





高齢者の在宅福祉サービスとは？

- 「まだ介護保険のサービスを利用することはないが、少し手助けをして欲しい。」
- 「介護保険のサービスの他に利用できるサービスはないだろうか？」

という人を対象とし、高齢者が住みなれた地域で在宅生活を送れるように支援するものです。



在宅福祉サービスの種類

～こんなときには、こんなサービスが利用できます。～

通院等の交通費を助成します。

1. 要介護在宅高齢者交通費助成 1

急病や災害など万が一のときのことが心配。

2. 緊急通報システム 3

栄養改善と見守りが必要な人のために。

3. 配食見守りサービス 5

1. 要介護在宅高齢者交通費助成

サービス内容

家庭において送迎することが困難な高齢者の外出に係る交通費の一部を助成します。

利用できる人

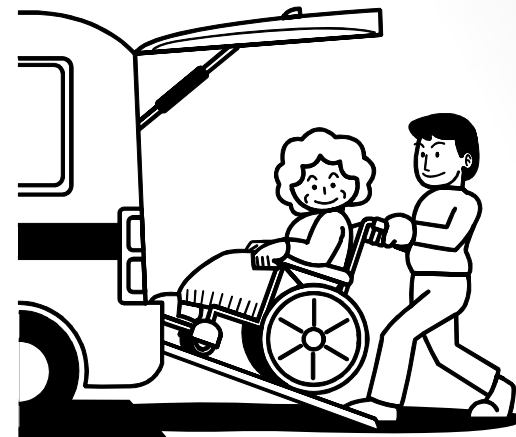
次のすべてに該当する人

- ・市内に住所を有し、かつ、居住し、在宅で生活する人
- ・要介護認定で要介護1～5の認定を受けた人（第2号被保険者を含む。）
- ・介護保険料の所得段階が第1～3段階の人
- ・介護保険料の滞納がない人
- ・自動車税（軽自動車税を含む。）の減免を受けていない人

助成内容

市内の介護タクシー等を利用する外出に対し、利用料金の半額を助成します。（1か月4万円を上限に助成）

※有料道路又は有料駐車場等の使用料は、個人の負担となります。



対象事業者

タクシー、福祉有償運送、介護タクシー等、市内の輸送事業者

対象交通費

社会生活上必要な外出

- 病気治療に係る通院及び入退院
- 福祉施設の入退所
- 公共施設での諸手続
- 日用品及び食料品の買い物 等

申請方法

介護保険の認定がある人（要介護1～5）は担当ケアマネジャーにご相談されると申請を代行していただけます。

登録更新

毎年7月に登録の更新手続きが必要になります。

2. 緊急通報システム

サービス内容

急病や災害などの緊急時に、一人暮らしの高齢者等が簡単な操作で通報できる装置をお貸しするサービスです。

ボタン一つで消防署に通報して救急車を呼んだり、心配ごとがあればいつでも市役所に電話相談することができます。また、火災報知器も付属しており、火災時は自動的に消防署に通報されます。



利用できる人

概ね65歳以上で、歩行に不安があったり、緊急時に電話がかけられないなど虚弱な一人暮らし高齢者等で、生活に不安がある人。日中独居の高齢者については要相談。

貸与品

- 緊急通報端末機
- ペンダント型送信機（端末機から見通し50mまで利用可能。）
- 手元ボタン（端末機からボタンを延長できます。）
- 火災報知器

利用料金

端末装置の取付費用や不要になった際の撤去費用は郡上市が負担しますので、利用者様の費用負担はありません。

ただし、システム利用時の通話料（電話料）、端末取付位置の移転費用、過失による損壊・紛失等は利用者様の実費負担です。

申請方法

お住まいの地区の民生委員さんにご相談ください。申請には原則として民生委員さんの現況確認が必要ですので、民生委員さんが現況確認と一緒に申請してください。

また、市役所で直接申請も受け付けますので、健康福祉部高齢福祉課、またはお住まいの地域の振興事務所 高齢福祉担当に申請してください。

変更・撤去

協力員、親戚等の登録内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。また、対象者が入所、転居、死亡等により貸与品が不要となった場合は、撤去依頼書を提出してください。

3. 配食見守りサービス

(介護保険事業)

サービス内容

在宅の高齢者が栄養バランスのとれた食事の提供を受けられ、訪問時に安否確認をしてもらえます。

利用できる人

概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等で、身体機能の低下等が理由で調理が困難であり、買い物に行けず食材の確保が困難で、家族の支援が受けられない人。

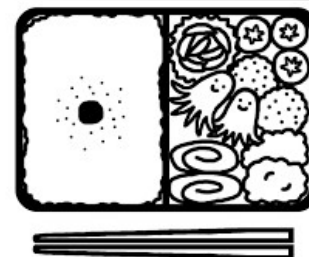
要支援・要介護認定を受けている人、またはサービス事業対象者（25項目の質問項目に基づき、生活機能の低下が認められた場合）の人。

助成額

1食あたり270円を助成します。ただし、1日につき1食までが対象となります。



配食事業者



- 八福 (配送地域：八幡町、大和町、白鳥町、美並町、明宝)
- スマイルキッチン (配送地域：八幡町、大和町、白鳥町、美並町、明宝)
- ぶなの木福社会 (配送地域：八幡町、大和町、白鳥町)
- 西和良まちづくり協議会 (配送地域：西和良、和良町)
- たかすハーネス (配送地域：高鷲町大鷲及び鮎走地区)
- 健康管理食宅配サービス けんたくん (配送地域：高鷲町ほか)

※配送地域であっても対応できない地区がありますので、申請の前に各配食事業者にも事前確認をお願いします。 <令和8年4月現在>

手続きの方法

申請前に利用資格の確認をしますので、介護保険の認定がある人は担当ケアマネジャーにご相談ください。

介護保険の認定がない人は、健康福祉部高齢福祉課、またはお住まいの地域の振興事務所 高齢福祉担当までご相談ください。

高齢者在宅福祉サービスの申請やご相談は 下記までお問い合わせください



郡上市役所

健康福祉部	高齢福祉課	電話 67-1807
地域包括支援センター		電話 67-0008
大和振興事務所	振興課	電話 88-2211
白鳥振興事務所	振興課	電話 82-3111
高鷺振興事務所	振興課	電話 72-5111
美並振興事務所	振興課	電話 79-3111
明宝振興事務所	振興課	電話 87-2211
和良振興事務所	振興課	電話 77-2211

